



きは、その利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の還付)

第5条 既納の利用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その利用料の全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。